

今後の検討項目（下線部は第23回大阪府福祉のまちづくり条例調査検討部会の意見より追加）

#### 便所

- 非常時のための設備：聴覚障害者等への非常時の情報伝達方法（フラッシュライト等の光警報装置）の義務化について
- 大人用介護ベッドの大きさの下限の見直しについて（現行“義務 1.2m～”、“望ましい整備 1.5m～1.8m”）
- 大人用介護ベッドの高さについて（現行“望ましい整備 50 cm程度”）
- 大人用介護ベッドの設置義務要件について（現行“義務 10,000 m<sup>2</sup>以上”、“望ましい整備 2,000 m<sup>2</sup>以上”）

#### 駐車場

- 共同住宅等における居住者用駐車場区画への車椅子使用者駐車場の整備の義務化について

#### 内装等

- レジカウンター前のレーンは、1レーンは車いす使用者が通れる有効幅員90cmを確保の義務化について
- 飲食店の固定席を設ける場合の割合（総客席数の1/2未滿）の義務化について
- 劇場、観覧席、演劇場、集会場又は公会堂の客席について、サイトラインの確保の義務化及び車椅子使用者用客席数の見直しについて

#### エレベーター

- エレベーターの現在位置等の表示について（音声案内と同様にそれ以外の可視化）

#### 移動等円滑化経路

- 500 m<sup>2</sup>未滿の2階建て建築物の移動等円滑化経路の考え方について

#### その他

- 万博「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン（UDガイドライン）」の内容を受けての改訂検討について